

社会福祉法人杏嶺会役員報酬規定

(理事に対する報酬等の支給の基準)

(総則)

第1条 社会福祉法人杏嶺会（以下「法人」という。）の役員の報酬に関する事項は、この規定の定めるところによる。

(役員報酬の意義)

第2条 この規定における役員報酬とは、法人が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬額の決定)

第3条 報酬は、第4条の区分ごとに理事会の議決を経て、決定するものとする。

(報酬の基準)

第4条 報酬は次の額を限度とする。
報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

役 職	限度額
理事長	5,000 万円
理事	3,600 万円

(報酬の支払)

第5条 報酬の支払方法は、前3条により決定された報酬を12等分した月払いとする。ただし、月の途中で就任または退任する場合、あるいは報酬の変化があった場合は、日割計算とする。
2 支給日は、法人の給与規定の扱いを準用する。

(報酬からの控除)

第6条 毎月の報酬から控除されるものは、所得税その他法令等により徴収すべき金額および本人から申し出があった立替金、給食費とする。

附則

- (1) この規定は平成27年3月23日から施行する。
- (2) この規定は令和7年7月1日から施行する。